

議案第28号

債権の放棄について（計画調整局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市西成区千本北2丁目17番36号（判明している最後の住所）
永井 繁造
- 2 債 権 の 内 容 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づき市長が行った著しく保安上危険な建築物についての措置に要した費用に係る債権
- 3 放棄する債権の額 金233,095円
- 4 放 棄 の 理 由 債務者が死亡し法定相続人が存在せず、当該債権の弁済を受けられる見込みがないため

令和4年2月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

建築基準法の規定に基づき市長が行った著しく保安上危険な建築物についての措置に要した費用に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。